

川島税務署からのお知らせ

① 確定申告会場は、 2月16日(火) 開設!!

来場の際には、**マスク**を着用していただき、入場の際の**検温**およびアルコール消毒液による**手指消毒**の実施にご協力をお願いします。

37.5度以上の発熱が認められる場合などは、原則として入場をお断りさせていただきます。

自宅などで作成した確定申告書は、
会場開設前でも提出できます!!



② 入場整理券が必要です!!

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配布方法は2通りあります。

確定申告会場で 当日配布

入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

オンラインで 事前申込

LINE アプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。

③ 申告書の作成は、自宅等で作成・提出できる 国税庁HPが便利です!!

※「国税庁ホームページ」から、**e-Tax**で送信または申告書を印刷して提出(郵送)してください。

※不明な点は電話で問い合わせください。

確定申告 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901

<https://www.keisan.nta.go.jp/>



スマートフォンからも
申告書の作成・送信
ができます!!



申告書の作成は
こちらから!

二次元コード

●問い合わせ 川島税務署 ☎25-2211

※電話をおかけいただけますと、自動音声でご案内しますので、案内に従って、ご用件の番号を選択してください。

●**ジェネリック医薬品**は、新薬と同じ有効成分を含み、効き目や安全性については、これまで長年使用されてきた新薬で確認されています。ただし、有効成分は同じでも添加物などが異なり、体質に合わない場合もあります。

●**ジェネリック医薬品の価格が安い?**

ジェネリック医薬品は、新薬です。その効き目や安全性が確認されている有効成分を使うため、研究開発費が少なくなります。そのためジェネリック医薬品の

●**ジェネリック医薬品とは?**
医療機関で医師から処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。新薬の開発には、長い期間と莫大な費用がかかるため、製造・販売の特許期間が設けられています。この特許が切れたあとに、新薬と同じ有効成分で製造される新薬より安価な薬がジェネリック医薬品です。

●**ジェネリック医薬品は新薬より価格を安く設定できます。**
ジェネリック医薬品を使用するには? かかりつけの病院や診療所、薬局にて主治医または薬剤師に相談してみてください。病気や体質によって、医師の判断で、ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。また、すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

●**上手に利用して医療費削減を**
価格の安いジェネリック医薬品を利用することは、患者さんの自己負担だけでなく国民健康保険事業全体の医療費削減につながります。

ずっと安心して医療を受けられるように医療保険制度を守りましょう。
医療費削減にご協力をお願いします。



●**問い合わせ**
国保年金課
☎ 22-2213
FAX 22-2243

守ってますか? 飼い主のマナー

私たちは、動物を飼うこと、動物たちとともに暮らしふれあうことで、心の豊かさや潤い、安らぎを得ることができます。

しかし、動物を飼うことは、同時に飼い主としての責任と義務が伴います。無責任な飼い方は、周囲に迷惑となるだけでなく、動物たちも不幸にしてしまいます。

世の中の人すべてが動物好きではありません。動物を飼うときには、万が一あなたの犬や猫が他人に迷惑をかけたとき、責任を取るという自覚も持たなければなりません。

飼い主の方が正しい飼い方をして、動物を飼うことに対する周囲の理解と協力を深め、動物とともに楽しく暮らせる社会を共にめざしましょう。

- ① 犬の放し飼いは絶対にやめましょう。
- ② ふんの後片付けは必ずしましょう。
特に散歩時のふんは必ず持ち帰りましょう。
- ③ 動物を捨てないようにしましょう。
- ④ 動物にむやみに餌をあたえないようにしましょう。
- ⑤ 不幸な動物を作らないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。



道路や公園は犬や猫のトイレではありません

最近、犬や猫のふん害による苦情が多数寄せられています。

「田や畑だからふんは肥料になるからいいじゃないか」「河川だからいいだろう」などの意見は、大きな間違いです。

考えてみてください。自分の家の敷地内に犬や猫のふんがあったらどのような気持ちになりますか? いい気分ではないと思います。田や畑であっても他人の土地であれば同じことです。「肥料になるから」というのは言い訳です。何より生のふんは植物には有害です。

飼い主の方は、飼い犬を散歩させるときは、必ずふんを処理するためのポリ袋やスコップを携帯し、必ず持ち帰ってください。

飼い猫については屋内飼育に努め、自宅敷地外でトイレをしないようにつけてください。



*吉野川市では、悪質な飼い主に対しては吉野川市飼い犬等のふん害の防止に関する条例で定められた措置を取ることがあります。

ふんの後始末は飼い主の最低限のマナーです!

●問い合わせ 環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247